

府省名	文部科学省	組織	文化庁	会計	一般会計	項	文化財保存事業費
						目	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
調査対象予算額		平成28年度：2,991百万円（埋蔵文化財緊急調査事業） （参考 令和8年度：2,851百万円） 令和6年度：500百万円 ほか（地域の特色ある埋蔵文化財活用事業） （参考 令和8年度：485百万円）			調査主体	本省調査	

## ① 調査事案の概要

### 【調査の概要】

- 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（以下「文化財補助金」という。）は、建造物・美術工芸品等の有形文化財、演劇・音楽等の無形文化財及び遺跡や動植物などの記念物等を対象に、その適正な保存管理等を目的に交付される補助金である。
- 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）については、その発掘調査等に要する経費を文化財補助金により措置しているが、その他の文化財が「文化財保護法」に基づく国による指定等（例えば、建造物の重要文化財指定）により補助対象としての適格性を担保しているのに対して、埋蔵文化財については、発掘しなければその学術的価値等が確定できないこと等を踏まえ、補助対象に係る法的な指定等の仕組みはなく（「文化財保護法」に基づき「史跡」指定された埋蔵文化財を対象とする「史跡内発掘調査」を除く）、発掘調査等の補助対象については、運用により決定されている。
- こうした状況を踏まえ、埋蔵文化財に関する補助対象決定の妥当性を確認するため、補助対象となった埋蔵文化財について、その後の保存・活用の状況を調査した。また、埋蔵文化財に係る補助としては、発掘調査等以外に、調査によって出土した出土品の公開活用のための収蔵・展示設備の整備等に係る補助も措置しており、当該設備を通じた出土品の利活用や収蔵等の状況についても調査した。

### 【調査対象とする予算事業】

- 埋蔵文化財緊急調査事業（調査対象年度：平成28年度）
  - ・ 事業目的：埋蔵文化財の実態を把握するための調査等に要する経費に対して国庫補助を行う。
  - ・ 補助先：地方公共団体
  - ・ 補助率：原則、補助対象経費の1/2

【表1】（発掘調査等の類型）※予算上の類型

開発対応調査		保存目的調査		出土遺物保存処理
試掘調査	本発掘調査	指定に向けた調査	史跡内発掘調査	
土地の開発に伴い、開発予定地に埋蔵文化財が存在しないかを、事前に確認するための発掘調査。	開発予定地に埋蔵文化財の存在が明らかになった場合に、その保存の在り方等の検討や当該文化財の記録をとるための発掘調査。	国による史跡指定を想定している重要な遺跡について、その範囲・内容を確認するための発掘調査。	史跡の整備等に伴い、その内容の確認を行うための発掘調査。【国史跡指定済みの埋蔵文化財のみが対象】	緊急に処理しなければ失われる脆弱な出土品に対して行われる保存措置。

- 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業（調査対象年度：令和5、6年度）
  - ・ 事業目的：埋蔵文化財の公開活用のために行う事業に要する経費に対して国庫補助を行う。
  - ・ 補助先：地方公共団体、文化庁長官が埋蔵文化財の総合的な公開活用に当たることを適当と認める法人
  - ・ 補助率：原則、補助対象経費の1/2
  - ・ 補助対象事業：埋蔵文化財の整理・収蔵等を行うために必要な設備整備  
埋蔵文化財の公開活用のために必要な出土品等の収納・再収納 等

② 調査の視点

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

○ 発掘調査等が、国として保護すべき重要な埋蔵文化財の適切な保存につながっているか。

具体的には、埋蔵文化財が国により「文化財保護法」上の史跡等に指定されれば、重要な埋蔵文化財の法的な保護につながることを踏まえ、**発掘調査等の対象遺跡等が後年度に史跡指定等されたか**を確認した。

○ 保存目的調査のうち、「**指定に向けた調査**」は、国による史跡指定を想定する重要な遺跡について、必要な資料収集等を行うために実施する調査であるが、その**補助目的に沿った予算執行がなされているか**を確認した。

【調査対象年度】  
平成28年度

【調査対象先数（有効回答数）】  
地方公共団体：621先

③ 調査結果及びその分析

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

○ 調査の結果、平成28年度に実施した発掘調査等から令和8年3月31日時点で国指定等につながった調査の件数・割合は、下表のとおりであった【表2】。

○ 発掘調査等のうち、**開発対応調査や出土遺物保存処理については、国による史跡指定を直接の目的としないこともあり、国による史跡指定等につながった割合（以下「国指定等割合」という。）は試掘調査で0.14%、本発掘調査で2.0%、出土遺物保存処理で0.5%程度にとどまること等**を確認した。

○ このうち試掘調査は、開発事業の対象地に遺跡が存在している可能性がある場合に実際に試掘して確認する調査であるが、**地方公共団体が埋蔵文化財を包蔵する土地として周知している土地（以下「包蔵地」という。）の外においても、試掘調査が実施されていることが確認され、また、その国指定等割合が0.08%と、「包蔵地」内での調査に比べて更に低いことが判明した。**

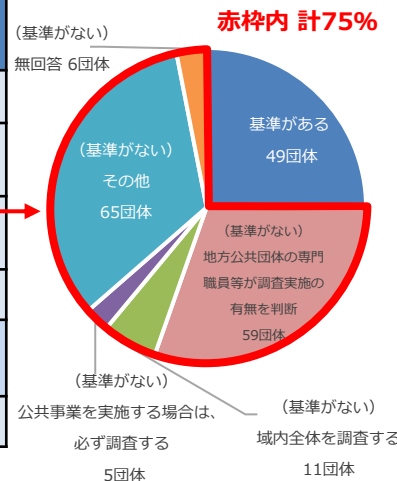
○ 「包蔵地」外でどのような場合に試掘調査を行うのかの**基準を整備していない地方公共団体が75%（【図1】赤枠内合計）**に達しており、「包蔵地」外での試掘の実施について、地方公共団体によって具体的な実施判断にばらつきが生じ得る実態が明らかになった。

○ 「指定に向けた調査」について、**国による史跡指定に至った割合が49%に留まることが確認された**。また、地方公共団体による史跡指定に向けた発掘調査（17件）や、国指定の史跡ではない遺跡の修繕（3件）など、「指定に向けた調査」として本来想定されていない内容の調査が実施されていることが確認された。

【表2】 調査類型ごとの国指定等割合

		調査件数		国指定等割合
			うち国指定等	
開発対応調査	試掘調査	9,758件	14件	0.14%
	「包蔵地」内の調査	8,463件	13件	0.15%
	「包蔵地」外の調査	1,295件	1件	0.08%
	本発掘調査	897件	18件	2.0%
保存目的調査	指定に向けた調査	177件	87件	49%
出土遺物保存処理		17,303件	83件	0.5%

【図1】 「包蔵地」外の調査を実施した地方公共団体の基準の有無 (n=195)



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

○ **調査の類型により、国として保護すべき重要な埋蔵文化財の適切な保存につながる程度には差があることが明らかになったことを踏まえ、調査類型に応じた発掘調査等補助の在り方について見直しを検討すべきである。**

特に、「包蔵地」外での試掘調査については、**国による補助の必要性の精査を行うべきではないか**。少なくとも、地方公共団体が任意に実施判断した調査に対し、自動的に国庫補助をするのではなく、**国として補助を行う場合の一定の指針や考え方を整理すべきである。**

○ 保存目的調査のうち「指定に向けた調査」は、国による史跡指定を目的とした調査であることを踏まえ、

- ・国指定に至るまでの年限を明確に定めた計画の提出を求め、文化庁においても、その内容の妥当性を確認すること
- ・地方公共団体による史跡指定を直接的な目的とする事業などは補助対象外であること

等を国庫補助要項（国庫補助要項上は「重要遺跡緊急確認調査」）等において明確化した上で、上記、国指定に至るまでの計画の履行状況についてフォローアップを行う等の対応を行うべきである。

② 調査の視点

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

- 文化財補助金は、文化財の適正な保存管理とその活用を図ることを目的としているところ、発掘調査等が、埋蔵文化財の利活用につながっているかを確認した。

【調査対象年度】  
平成28年度

【調査対象先数（有効回答数）】  
地方公共団体：621先

③ 調査結果及びその分析

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

(1) 史跡内発掘調査

- 史跡内発掘調査の対象となった史跡について、令和8年3月31日時点で、集客を目的とした観光地や地域住民向けの公園とするなどの利活用がなされていない割合（以下「未活用割合」という。）は、32%に上がることが確認された【表3】。
- このうち、「保存活用計画」※1又は「整備基本計画」※2が策定された史跡と、これらの計画が策定されなかった史跡について、未活用割合を比較すると、それぞれ、29%、35%であった。計画が策定された史跡の方が未活用割合が低いものの、その差は約6%程度にとどまることが確認され、計画策定が必ずしも史跡の利活用に直結していないことが明らかになった。
- ※1 史跡等の本質的価値をどのように保存し、活用するかについて大枠を定める計画。
- ※2 史跡等の本質的価値を復旧し、その価値を持続的に享受できるよう積極的に公開・活用を図る上での方針及び具体的方法を定める計画。

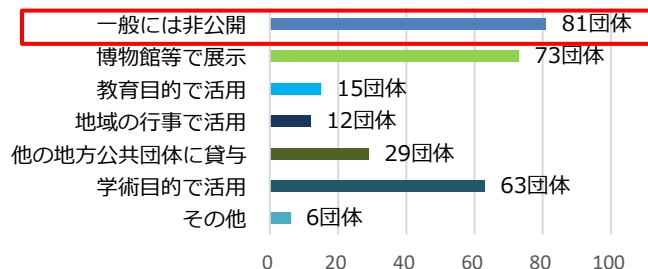
【表3】史跡内発掘調査対象史跡の利活用割合

	利活用している	利活用していない
全体 (n=133)	68% (91史跡)	32% (42史跡)
計画を策定している史跡 (76史跡)	71% (54史跡)	29% (22史跡)
計画を策定していない史跡 (57史跡)	65% (37史跡)	35% (20史跡)

(2) 出土遺物保存処理

- 出土遺物保存処理を行った出土品について、「一般には非公開」を選択した地方公共団体が134団体中81団体存在し、調査において回答可能な選択肢の中で最大の回答数であり、必ずしも対象となった出土品の利活用が図られていない実態が確認された。

【図2】出土品の利活用状況 (n=134 複数回答可)



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

- 史跡内発掘調査の対象とした史跡について、
  - ・ 調査を行った史跡について、その利活用を図ること
  - ・ 史跡の利活用に向けた「保存活用計画」又は「整備基本計画」の提出を求め、文化庁においても、その内容の妥当性を確認すること
 等を補助条件として国庫補助要項等に明示するとともに、史跡の利活用に係る計画の履行状況について、フォローアップを行う等の対応を行うべきである。

- 出土遺物保存処理の実施に当たり、処理実施後の出土品について、その利活用を図ることを補助条件として国庫補助要項等に明示した上で、その履行状況のフォローアップを行う等の対応を行うべきである。

②調査の視点

2. 地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業

○ 文化財補助金は、文化財の適正な保存管理とその活用を図ることを目的としているところ、地方公共団体に対する**出土品の展示・収蔵設備に係る補助が出土品の利活用につながっているか**、確認した。また、地方公共団体による、出土品に係る「**取扱基準**」※3の策定が利活用状況に与える影響も確認した。

※3 収蔵施設の逼迫を背景に、**出土品を、その活用可能性等に応じて区分した上で、その区分に応じた保管・管理（廃棄を含む）を適切に行うために、地方公共団体が策定する出土品の取扱基準（文化庁が定めた指針に基づき策定）。**

○ 出土品の収蔵・展示設備の整備等に係る補助のうち、**収蔵スペースの拡充を目的とした事業に充てられているものは、「取扱基準」に基づく出土品の整理が行われた上で、真にスペースの拡充が必要な対象に対して措置されているか**を確認した。

【調査対象年度】  
令和5、6年度

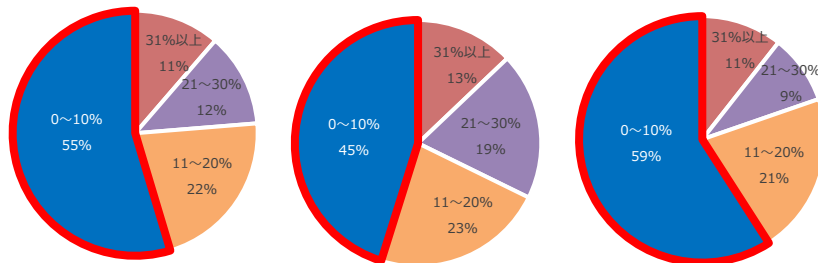
【調査対象先数】  
地方公共団体等：97先

③調査結果及びその分析

2. 地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業

- (1) 収蔵・展示設備における出土品の利活用状況
- 保管している出土品について、「**活用実績のある出土品は10%未満とする地方公共団体等が過半数（55%（53団体））**に上ることが確認された。
  - このうち、**出土品の「取扱基準」に基づく出土品の整理を実施済の団体と、未実施の団体**における「活用実績のある出土品は10%未満」の割合を比較すると、それぞれ、**45%、59%**であり、「**取扱基準**」に基づく整理を行っていない団体においては、**出土品の利活用率が更に低い傾向が確認された。**

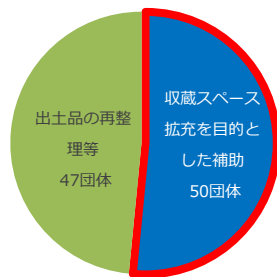
【図3】利活用されている出土品の割合  
(全体 (97団体) ) (整理実施 (31団体) ) (整理未実施 (66団体) )



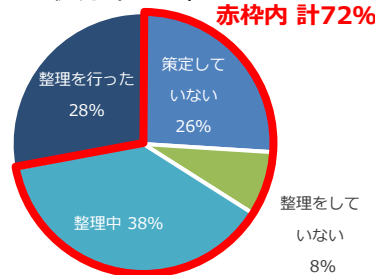
(2) 収蔵・展示設備における出土品の収蔵状況

- 半数以上の地方公共団体において収蔵率が8割を超えるなど、地方公共団体の収蔵・展示設備が逼迫する中、本事業の補助金を活用した**97団体のうち、50団体が、出土品の収蔵スペース拡充に補助金を充てており【図4】、このうち72%が出土品の「取扱基準」に基づく整理を未完了であることが確認された（基準自体を未策定であるものを含む）【図5】。**

【図4】補助実施内容 (n=97)



【図5】「取扱基準」に基づく整理の状況 (n=50)



④今後の改善点・検討の方向性

2. 地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業

- 出土品の利活用を促す観点及び補助を真に必要な対象に重点化する観点から、
    - ・ 補助を受ける地方公共団体等の出土品について、その**利活用率の向上を図ること**
    - ・ 出土品の収蔵スペース拡充補助の申請に当たっては、「**取扱基準**」に基づく**整理等（売却等も含む）を完了していること**
- 等を**補助条件として国庫補助要項等に明示するとともに、事業完了後の出土品の利活用の状況について、フォローアップを行う**等の対応を行うべきである。